

官報

号外 昭和二十二年十一月九日

○第一回 参議院會議錄第四十七号

昭和二十二年十一月八日(土曜日)午前
十時四十二分開議

議事日程 第四十六号

昭和二十二年十一月八日

午前十時開議

第一 國務大臣の演説に關する

件(第三日)

第二 海難審判法案(内閣提出、
衆議院送付)

(委員長報告)

第三 家事審判法案(内閣提出、
衆議院送付)

(委員長報告)

○議長(松平恒雄君) 諸般の報告は御
異議がなければ朗読を省略いたします。

一昨六日委員長から左の報告書を提出
した。

海難審判法案修正議決報告書
家事審判法案可決報告書

民法の一部を改正する法律案可決報
告書

昨七日本院は、衆議院送付の左の内閣
提出案を可決した旨衆議院に通知し
た。

農業協同組合法案
農業協同組合法の制定に伴う農業者

農業協同組合法の制定に伴う農業者

官報号外 昭和二十二年十一月九日 参議院會議錄第四十七号 議長の報告

体の整理等に関する法律案

同日衆議院議長から左の法律の公布を
奏上した旨の通知書を受領した。

農業協同組合法

農業協同組合法の制定に伴う農業者
体の整理等に関する法律

同日衆議院から左の内閣提出案を受領
した。よつて議長は、即日これを運搬

及び交通委員会に付託した。

地方鉄道法の一部を改正する法律案

同日委員長から左の報告書を提出し
た。

昭和二十二年一度一般会計予算補正
(第六号)可決報告書

○議長(松平恒雄君) これより本日の
會議を開きます。

○淺岡信夫君 私はこの際在外残留者
引揚促進に關しまして、緊急質問の動
議を提出いたします。

○矢野西雄君 淺岡君の動議に賛成い
たします。

【異議なしと叫ぶ者あり】

○議長(松平恒雄君) 淺岡信夫君の緊
急質問の動議に賛成の諸君の起立を請
います。

【起立者多数】

○議長(松平恒雄君) 過半数と認めま
す。淺岡信夫君。

【淺岡信夫君登壇、拍手】

○淺岡信夫君 私は只今皆さんのお許
しを得まして、私の所懐の一端を述べ
させていただきます。

敗戦以來三度の嚴寒を迎えんとい
たしております今日、尙異境の地に八
十万同胞が全く日夜祖國の空を眺めて
おります現状、更にその帰還を待た
びております家族の人たち、こうし
たことを思いまするとき、誰か涙
なきを得ないのであります。

去る八月十五日、本参議院におきま
しても、將又衆議院におきましても、
引揚促進に關する決議が上程いたされ
まして、各連合國に對しましての感謝
並びに今後の引揚げ、そうした問題に
對しましての決議が行われたのであり
ます。年内の帰還完了のいよいよ困難
だといつております昨今、新聞紙上
によりまして、バアリンズ米國務長官
が最近發表いたしました回顧録で、ソ
ヴィエトが現在労働に使役してある日
本人五十余万の帰還促進の要求をする
の外はございません。

一 九四五年七月二十六日ボツダムに
おいて「我ら合衆國大統領、中華民國
政府主席及びグレート・ブリテン國總
理大臣は、我らの数億の國民を代表
し、協議の上、日本國に對し今次の戰
争を終結するの機会を與ふことに意
見一致せり」。この條項より始まり十
三條に及ぶボツダム宣言のその
第九に、「日本國軍隊は完全に
武裝を解除せられたる後、各自
の家庭に復歸し、平和的且つ生産的の
生活を営むの機会を得しめらるべし」、
更に條項第五に「我らは右條件より離
脱することなかるべし」、即ちこれらの
條件を逸脱しないと申されているので
ございます。先にマシーナル前駐華特
使、バアリンズ前國務長官、更に總
司令部の對日理事會における御提案、
これに對する英國、中國の支持や同情
は、このボツダム宣言の條項第九に基
づくものと思つてございします。勿論
日本が忠実にボツダム宣言の條項を嚴
守いたしておりますことは皆様御存
じの通りでございます。

去る本参議院におきまして決議の當
時、問題とされておりましたところの
南方作業隊もその集團輸送が十一月
中に完了すると承わつております。ソ連
地区の引揚げが遅々としておりますこ
とは、日本の受入態勢を深く顧慮され
て、ソ連の御厚意からそれを調節して
いるからだといふことを、八月の二十
五日、六日、七日、八日、本参議院を

在外残留者引揚促進に關する緊急質問

六四五

代表して参りました同僚議員が、健康におきまして引揚げて参りました人たちから直接に聞いた事でございます。

かくのごとく引揚問題がクローズアップされております今日この際、私は政府といたしまして、残留者の引揚促進に対する対策及びその見通し、更にその内地受入態勢につき、改めてこれを國民の前に明らかにされるの必要を認めるのでございます。

只今よりこの問題につきまして質疑いたし、総理大臣、外務大臣、厚生大臣の責任ある、そして明快且つ大胆なる御答弁を請わんとする者でござい

ます。

連合國の誠意ある取計らいによつて、すでにその他の地区は完了いたさんといたしております今日、ソ連地区からの復員は遅々として捗つておらないのでございます。ソ連地区における日本軍俘虜の生活が果してバーンズ前國務長官の言われますような奴隷的労働であるかどうかは疑い知り得ませんが、終戦後三度の嚴冬を迎えんとして、シベリアその他の地に黙々として労働に服している五十万余の同胞の身の上を案じますとき、將又その留守宅にあつて日々その帰還を待ち侘びている家族に思いを馳せましますとき、胸の底から熱い涙がこみ上げて来るのを禁じ得ないのでございます。ソ連地区の兄弟よ健在なれ。留守家族よ、父よ、母よ、妻よ子よ、決して力を落してはな

御所見を拜したいと存じます。即ち政府は海外残留者の引揚げについていかなる見通しを以て、いかなる努力をなされるつもりであるか、本議場を通じて明快なる御答弁を要したいと存じます。

次の一点は厚生大臣にお尋ねいたしたいと存じます。即ち引揚げが更に促進せられ、相当多数の帰還者が急に帰つて来るように相成りましたも、これを受入れるだけの國內の準備が十分であるかどうか、この問題でござい

ます。特にこの問題が引揚促進の重大なる鍵であります。今日各地で行われております、村に町に或いは市に、この引揚促進の大会に私は常に列席して、お

りますときに、直接に声を聞くのはこの問題でございします。引揚促進の重大なる鍵で、ソ連の最も顧慮されておるところであります。最近引揚げに対する緊急援護の事情を見ますに、國民

一般の無濟狀況が反映し、勿論十分であるとは申しませんが、上陸地現場諸機關の協力によつて順調に実施されておる状態でありま

す。曾つての参議院の視察におきまして、或いは衆議院諸公の派遣されたその視察の報告を承つて見ましても明らかでございします。今日五百七十七万余の人が帰つて来ておりますが、僅かに一割五分近くの人が残つておられる。

さて引揚者の数がシールボルト議長の間明のごとく十三万、或いは十六万、更

に昨年の十二月十九日にミューラー参議長とテレビヤン中將との会見のとき、連合國としては三十六万の帰還に要する配給の準備をするということが申されたのでございします。こうした点から考えまして、十三万、十六万、將又二十万、三十万の同胞が帰つて来る。三倍、四倍に増加を見ることが急にあつたといひましたも、果してその緊急援護のみならず、これを國內に定着せしめ、安住せしめるために遺憾なきを期し得られるか。勿論これは現

場機關のみの活動を以て足るものではありません。各都府に互つて十分の準備があつて然るべしと信じます。今日國內においてもこれらの点を心配する向もありま

す。この際特に明白且つ詳細にお示しを頂きたいと存じます。最後に片山總理大臣の御熱意、御決意を、簡単にようしうございしますが、

拜承したいと存じます。私は片山内閣の組閣後、本参議院におきまして總理大臣の施政方針の御演説を拜したのであります。謹んで敬意を表して拜したのでございします。時余に及ばんと

するその御演説を拜しまして、終つた瞬間にこの國民の最大なる関心を拂わ

れている問題が、最後に僅かに数秒で片附けられたのでございします。誠にが

つかりいたしたのでございします。実は私が顧問をしております或る引揚者團體でありますが、引揚促進運動に関し慎重熟慮の結果、遂に意を決し、去る八

月十五日、敗戦日本の身も顧みず、敗戦國民の身も顧みず、トルーマン大統領、スターリン元帥、マーシャル國務長官宛に引揚促進に関する陳情書を郵送、郵便で送つたのでございします。然るにどうでございします。トルーマン大統領及びマーシャル國務長官から、正に陳情書を受つたという御返事を拜受したのでございします。去る十月二十三日の朝日新聞はこれを報じて

おります。その書簡はこれでございます。朝日新聞の報じておりますものを讀んでみますと、「トルーマン米大統領に陳情、残留同胞急帰還實現全國連盟杉並区久我山」では去る八月十五日終戦二週年を期し、全國代表會議を開いて引揚促進のためトルーマン大統領、マーシャル國務長官あて陳情書を送つたが、二十三日總司令部外交局シールボルト代理大使から同連盟會長

九山邦雄氏あて大統領及び國務長官は同陳情書を受領した旨の通知があつた。私は第一回の國會に片山首相内閣が實現いたしまして、新らしい憲法の下に一步を印して行つた、スタートを切つたこの白晝の殿堂の一挙手一投足は、直ちに電波となつてワシントンに、モスコビーに、ロンドンに、將又南京に、世界の隅々まで参るのでござい

ます。然るにそのときの片山總理大臣の教秒間にしか及ばないこの問題を取上げた問題に關しまして、一方今世界で一番心を碎かれ、世界全人類のため

多忙を極めておられますのはトルーマン大統領閣下であると存じます。又寸暇のない劇務に繁忙を極めておられるのがマーシャル國務長官閣下と存じます。トルーマン大統領閣下、マーシャル國務長官閣下が敗戦國の一小市民に対し、引揚促進の陳情書を受領したと通知をわざわざ寄せられたのでございます。このことを思い合せてみまするとときに、この結論は皆縁によつて決定付けられて頂きたいと存するのでございます。この一事をこの際御披露申上げまして、今後の總理大臣並びに政府各位の御決意と御誠意とお伺いするものでございます。

今や國內におきましては一千万の署名並びに獻願書、口で一千万と申しますと簡単なようでございますが、一千万、更に又私が住いをいたしております静岡縣におきましては百万の署名獻願書、或いは各部落、市町村に行われましますところの大会の実況が皆眞となつて、アチソン閣下の所にこれを持つて参つたのでございます。又私の郷里讃岐におきましては、山間の一中学生の学生の間から猛烈な促進運動が展開されまして、七千余の中学生が全縣下に駆起し、純眞な猛烈な運動が起つておるのでございます。その代表の木山良亮君、出羽文明君が上京されました。松本政務次官に一万円の金を持つて来て、どうか海外にいる同胞に何か物を送つて上げて慰問して頂きたい、

誠に涙なきを得ないのでございます。

一方海の彼方では、殘留者は、なぜ祖國の人たちは自分たちの帰ること努力してくれないのか。未だ引揚促進の声が内地に起つておるといふことを聞いたことはない。政府が迎えの船を運すといふことに努力したといふことを聞いたことはない。俺たちはもう忘れられた人間かと、すべての人たちが深刻な精神的不安に陥り、大きな疑惑を持つておるとのことでございます。又一方留守家族特に子供たちには、なぜ自分たちの父や兄は帰して貰えないのかとの不満から、逆に純眞な心に自暴自棄的な念さえ起つておるのでございます。そうしたことを聞かされるのでございます。何という恐ろしいことでございましょう。併しそれを私たちの力では抑制することはできないのでございます。なぜならば、未帰還という冷感な現実の事実がある限り、如何ともできないのでございまして、若い幼い生命に深刻な影響を與へるつあることを否定することはできないのでございます。戦犯者とその家族は本國に安全に生活を許されている。なぜ戦争を強制せられて而も第一線に立つた兵士たちとその家族のみが、無限の困苦を甘んじて受けなければならぬのか。無理な戦争を起したの責任があるかも知れない。今日その責任は國民全体が負うべきでございます。然るにその贖罪の十字架を独り海外殘

留同胞が背負い、心を破り身を損い、歎々と炭飯に、工場に、伏保に、強制労働に服していることは、全く断腸の思いがいたすのでございます。今や即時帰還のために全國民が一致して、政府は勿論、國會も、政黨も、各團體も、心を合せ、引揚促進の問題に、又更生問題に、一層の関心と熱意が拂われ、國民の犠牲を平等にし、全日本人が手を取合つて平和國家に新生すること、邦人送還の問題に示されました連合國の誠意に應える途と存するものでございます。

私の緊急質問はこれで終ります。明解なる政府の御所見と、大胆なるお答えをお願いいたしまして降壇するものでございます。(拍手)

〔國務大臣岸田均登壇、拍手〕

○國務大臣(岸田均登壇) 終戦當時に海外に残つておりました七百万に近い同胞は、今日大部分引揚げを終りました。同僚は、今日大部分引揚げを終りました。今尚八十方に近い同胞が殘留してあります。これは、我々國民の共に深い関心を持つ点であります。只今淺岡君の御質問は、これらの未還者に対する國民的同情の發露でありまして、私共深い関心を持つて傾聴いたしました。海外同胞引揚げの問題は、終戦以來歴代内閣が苦心を拂つた問題でありまして、現内閣においても引続き八方苦心をいたしております。その解決の難関がど

こにあるかという事は淺岡君御自身もすでに御承知の通りでありまして、この難関を打開するためには、現在の我が國の環境におきましては、専ら連合諸國の同情と仲介に俟つことが適當であると信じております。幸いにして、連合諸國國民共に、人道的立場より海外同胞引揚げ促進に多大の努力を拂われておることは、我々國民の齊しく承知しておるところでありまして、この点については國民を挙げて感謝するところであります。

我々日本人が平和的、文化的國家として再生するといふ、その努力が現実の上に証明せられる限り、世界的同情の眼がやがて我々日本國民の上に注がれることは、我々の信じて疑わないところであります。政府といたしましては、この問題の解決には最善の努力を傾ける決意をいたしております。そして又本國に歸つて來た我々の同胞に對しては、温かい同情の眞心を以てこれを迎え、その衣食住に窮するごときことがないように万全の途を講じたいと念願いたしておる次第であります。(拍手)

〔國務大臣一松定吉登壇、拍手〕

○國務大臣(一松定吉登壇) 淺岡議員の御質問中、私に對します点だけを簡単に回答を申し上げます。要点は海外に在留してあります同胞が我が國に引揚げることに関し受入態勢が十分

に完備しておるかどうかというこの一点であらうと思ひます。この点につきまして、先づ食糧、被服、輸送、住宅、寢具、生業資金、こゝろいふように細かに分けて大體のお答えを申し上げて見たいのであります。

先ず総論といたしまして、現在北方の地域に在留いたしておる同胞が本國に引揚げますときに、その受入港といたしましては、御承知の通りに函館と舞鶴と佐世保の三港でございます。それらの場所にはそれぞれ引揚げ援護局が創設せられておまして、應急の援護に當つておるのでございます。

かくのごとき受入能力は、現状のままでは、別段に補強しなくつても、引揚げに對します十分の施設が目下設けられておりますのであります。細かに申上げますならば、函館港におきましては、毎日約六千二百名、舞鶴におきましては、一万一千名、佐世保におきましては、二万名を收容することの陸上施設が整うております。そういったしまして、食糧、被服等の備蓄も相當でございますので、少くとも十万余程度の者が引揚げて参りまして何らの困難を感じません。被服の点につきましては、急速に調製することのできない現状におきまして、引揚者が俄かに増加いたしました場合に、その援護に事欠くようなことがあつてはならないという建前から、現在海外に在留

いたしております人々が一時に引揚げましても、その支給に事欠かないだけの現物を備蓄いたしておるのでございます。

受入港より定着地への輸送につきましては申上げますれば、舞鶴、佐世保、毎日臨時列車が二本だけ運行することが可能でございます。現にそれらの港の引揚げの最も盛んなときにおきましてかのごとく運行いたしておりまして、そうして両地とも毎日三千名程度の計画輸送が可能であることを申上げて置きます。両館につきましては、青森、両館間の輸送に多少の弱点がございます。けれども、現下の状況でも毎日約一千名程度の輸送はこれは可能でございます。若しこの場合に青森と両館間にこれ以上に船一艘を増発するといはしますならば、一日五千名程度の引揚げは極めて容易でございます。この点につきましてはすでに厚生省と運輸省との間に緊密に打合せが済んでおりまして、引揚げの状況によりましては、いつでもこの一艘の増発ができるということにちやんと用意が整つておるといふことを御了承を賜りたいのであります。過日対日理事会において示されましたように、毎月十三万五千名乃至十六万名の引揚げということが、幸いにしてです、米ソ兩國の好意によりましてこれが実現せられたといはしますならば、殆んど只今の施設だけで受入れは可能であるといふ

ことを一つ御了承を賜りたいのであります。

樺太よりの引揚げ者が約二十万名のうち、行先のない、いわゆる無縁故者がどのくらいあるかと申しますると、約三万名予定されておるのでございまして、然らばこれらの人々を收容する施設、即ち住宅問題はどうかしてあるかという点に關しましては、北海道、東北六縣におきまして、約一億円の予算を以ちまして住宅の建設を今着手整備いたしております。而して必要の資材の手配もすでに三百ヶ所だけは、これらの住宅を建設する用意ができておりますので、本月一ぱいにこれが完成を見ることのできるものであります。それから、これらの点に對しましても余り心配することはないと考えております。又被服の点でございますが、この衣料の配給につきましては、本年八月以降、上陸港におきましてその支給量を増加してこれを実施いたしております。この上に更に毛布につきましては、最近相当量の新規の購入をいたしましたから、今後は一人一枚ずつの支給が完全に実施せらるることの予定でございます。定着地におきましても、本年四月以降明年三月までの引揚げ者を対象といたしまして、毛布その他一般被服がこれらの人に十分に行き渡ります。より目下計画を進めております。尙先に述べました北海道、東北六縣に定着すべき樺太引揚げの無縁故者の收容施設に對しましては、すでに支給する

る諸國が約一万枚、それからその他の枕等もそれ／＼これを支給することに実施いたしております。

次に引揚げ後におきます厚生、援護のためのいわゆる生業資金の点でございます。これらの点に對しましては、第一次計画は、御承知の通りに十億円でございまして、第二次計画といはしまして六億六千六百円というものがちやんと貸出さるべく用意いたされております。尙今後の引揚げ者の増加をも考へまして、厚生省といはしましては第三次計画として、一人当たり貸付額の増加七千円というのを目標にいたして、これが実施方について只今鋭意努力中でございます。

この際附加えて御報告を申しておきますが、然らばこの第一次、第二次の資金の放出状況はどうなつておるかという点でございます。第一次の資金放出状況の中、第一回、九月二日に一億円、第二回、一月十日に二億円、第三回、三月二十七日に一億九千万円というものがすでに放出されております。第二次の計画の中、第一回は本年の九月二十七日一億五千万円、第二回が九月三十日二億円というものが放出されております。而してこの事業資金に對しましての引揚げ者の諸君からの申込みの金額がどれだけになつておるかと申しますと十九億九千七百九十万円でございます。而して貸付の金額が十億七千九百万円でございます。貸付けた人員は本年七月末日までに二十四万八千

二百二十七人でございます。でございますから、幸いに対日理事会で発表せられましたように、一ヶ月十数万の人々が一時に引揚げて参りましたも、受入態勢として何も困ることはないといふことを明らかに御報告をいたします。(拍手)

國務大臣片山哲君登壇

○國務大臣(片山哲君) 淺岡君が熱心に述べられました御意見につきまして、は、政府も同様熱心に且つ熱意を以て深い理解をこれに持ちたいと考えておるのであります。何とかして氣の毒な方々の早き帰還を促進いたしたいと考えておるのであります。担当兩大臣がお答えいたしました通り、現在の状況におきまして我が國としてできるだけのことを熱意を以てやつておるのであります。又今後におきましても、諸君の御意思に副へべく、諸君の熱誠に副へべく最大の努力を拂いたしたいと考えておる次第であります。

尙私の施政演説において、甚だ簡単なる言葉でこの問題を片附けたといふことは、冷淡であつて不熱心であるといふような節がありましてありますけれども、これは各方面の問題に互りまして説明いたしました關係上でありまして、決して簡単にこれを片附けるといふ考えは毫末もないのであります。最も熱心に、我が國の状況で許す範囲内において最大の熱意を以てこの問題の処理に當つて、未帰還者及びその家族の氣の毒なる状況を一日も早く解消

いたしたいと努力しておることを御了承願ひたいと存じます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 日程第一、國務大臣の演説に關する件は、議事の都合により後に廻したいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。

○議長(松平恒雄君) 日程第二、海難審判法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。先づ委員長長の報告を求めます。運輸及び交通委員長板谷順助君。

審査報告書

海難審判法案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十二年十一月六日

運輸及び交通
委員長板谷
参議院議長松平恒雄殿

附則中「この法律施行の期日は、政令でこれを定める。」の下に「但し、その期日は、昭和二十三年三月一日以後であつてはならない。」を加える。

多数意見者署名
小林 勝馬 橋本萬石衛門
小野 哲 飯田精太郎

大隅 憲二 若木 勝藏
中村 正雄 植竹 春彦
淺岡 信夫 境野 清雄
小泉 秀吉 鈴木 清一
内村 清次

要領書

一、委員会の決定の理由

日本國憲法の施行に伴い、現行海員懲戒法中の一部の規定は、当然これを改正する必要があると共に、他面戦後諸般の關係で海難増加の傾向があるのに鑑み海員懲戒法を廢止し、これにかえて新たに海難の原因を明かにし、その發生防止に寄與するための海難審判法を制定することは適當な措置であると認める。尙この法案の施行期日に付いて、附則に但書を附し、但し、その期日は、昭和二十三年三月一日以後であつてはならない。」と修正するのが適當と認める。

二、事件の利害得失

海難防止に寄與し得る利益がある。

三、費用

この法律施行に要する費用は、追加予算に計上せられるものを含め九十七万七千円である。

海難審判法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國會議法第八十三條により送付する。

昭和二十二年八月二十八日

衆議院議長 松岡 駒吉

參議院議長 長平 恒雄殿

海難審判法案

海難審判法目次

第一章 總則

第二章 海難審判所の組織及び管轄

第三章 補佐人

第四章 審判前の手続

第五章 地方海難審判所の審判

第六章 高等海難審判所の審判

第七章 海難審判所の裁決に対する訴

第八章 裁決の執行

第九章 雜則

附則

海難審判法

第一章 總則

第一條 この法律は、海難審判所の審判によつて海難の原因を明らかにし、以てその發生の防止に寄與することを目的とする。

第二條 左の各号の一に該当する場合合には、この法律による海難が發生したものとす。

一 船舶に損傷を生じたとき、又は船舶の運用に關連して船舶以外の施設に損傷を生じたとき。

二 船舶の構造、設備又は運用に關連して人に死傷を生じたとき。

三 船舶の安全又は運航が阻害されたとき。

第三條 海難審判所の審判においては、左の事項にわたつて、海難の原因が、探究されなければならない。

一 人の故意又は過失に因つて發生したものであるかどうか。

二 船舶の乗組員の員数、資格、技能、労働條件又は服務に係る事由に因つて發生したものであるかどうか。

三 船舶若しくは機関の構造、材質若しくは工作又は船舶の装束若しくは性能に係る事由に因つて發生したものであるかどうか。

四 水路図誌、航路標識、船舶通信、氣象通報又は救難施設等の航海補助施設に係る事由に因つて發生したものであるかどうか。

五 港灣又は水路の状況に係る事由に因つて發生したものであるかどうか。

第四條 海難審判所は、海難の原因について取調を行い、裁決を以てその結論を明らかにしなければならない。

海難審判所は、海難が海難免狀又は水先免狀を受有する者の職務

上の故意又は過失に因つて發生したものであるときは、裁決を以てこれを懲戒しなければならない。

海難審判所は、必要と認めるときは、前項の者以外の者で海難の原因に關係のあるものに対し勸告をする旨の裁決をすることができ

第五條 懲戒は、左の三種とし、その適用は、所爲の輕重に従つてこれを定める。

一 免狀行使の禁止

二 免狀行使の停止

三 戒告

免狀行使の停止の期間は、一個月以上三年以下とする。

第六條 海難審判所は、第四條第二項に規定する場合において、海難の性質若しくは状況又はその者の関係その他の情狀に徴し、懲戒の必要がないと認めるときは、特にこれを免除することができ

第七條 海難審判所は、本案につき既に確定裁決のあつた事件については、審判を行うことはできない。

地方海難審判所の名称、位置及び管轄区域並びに高等海難審判所の位置は、政令でこれを定める。

第十條 各海難審判所に通じて政令の定める員数の海難審判所審判官及び海難審判所事務官を置く。

海難審判所事務官は、上司の命を受けて、海難審判所の事務を掌る。

海難審判所審判官の任命及び復級の資格に關する事項は、政令でこれを定める。

第十一條 海難審判所審判官は、独立してその職權を行

第十二條 運輸大臣は、各海難審判所の海難審判所審判官のうち一人に各海難審判所所長を命ずる。

第十三條 各海難審判所に海難審判所書記を置き、海難審判所事務官の中から、高等海難審判所所長が、これを補する。

海難審判所書記は、海難審判所審判官の命を受けて、事件に關する書類の作成、保管及び送達に關する事務を掌る。

第十四條 各海難審判所に政令の定める員数の參審員を置き、その職務に必要な學識経験を有する者の中から、各海難審判所所長が、これを命ずる。

參審員は、原因の探究が特に困難な事件の審判に參加する。

審判に參加する參審員の審判手

以上の職務及び権限は、審判長以外の審判官と同一とする。

第十五條 地方海難審判所は、第一審の審判所とし、高等海難審判所は、第二審の審判所とする。

第十六條 地方海難審判所は、審判官三名を以て構成する審判所で審判を行う。但し、簡易な事件については、地方海難審判所は、命令の定めるところにより、理事官の請求に基いて、一名の審判官で審判を行う。

高等海難審判所は、審判官五名を以て構成する審判所で審判を行う。

各海難審判所は、命令の定めるところにより、第十四條第二項に規定する事件については、第一項本文又は第二項に規定する審判官及び各海難審判所長の指定する審判員二名を以て構成する審判所で審判を行う。

第一項本文、第二項及び前項の場合においては、審判官のうち一人を審判長とする。

第十七條 各海難審判所を通じて命令の定める員数の海難審判所理事官を置く。

海難審判所理事官は、審判の請求及び裁決の執行に関することを掌る。

海難審判所理事官は、その職務を行うについては、高等海難審判

所理事官にあつては運輸大臣、地方海難審判所理事官にあつては、運輸大臣及び高等海難審判所理事官の命を受ける。

海難審判所理事官の任命及び叙級の資格に関する事項は、政令でこれを定める。

第十八條 各海難審判所長は、海難審判所事務官の中から、海難審判所理事官の職務を補助すべき者を命ずる。

前項の者は、その職務を行うについては、海難審判所理事官の命を受ける。

第十九條 審判に附すべき事件の管轄は、海難の発生した地点を管轄する地方海難審判所に属する。但し、海難の発生した地点が明らかでない場合には、その海難に係る船舶の船籍港を管轄する地方海難審判所に属する。

同一事件が二以上の地方海難審判所に係属するときは、最初に審判開始の申立を受けた地方海難審判所においてこれを審判する。

国外で発生する事件の管轄については、政令の定めるところによる。

第二十條 地方海難審判所は、事件がその管轄に属しないと認めるときは、決定を以てこれを管轄地方海難審判所に移送しなければならぬ。

前項の規定により移送を受けた地方海難審判所は、更に事件を他の地方海難審判所に移送することはできない。

第一項の場合には、事件は、初から移送を受けた地方海難審判所に係属したものとみなす。

第二十一條 理事官又は受審人は、命令の定めるところにより、高等海難審判所に管轄の移轉を請求することができる。

高等海難審判所は、前項の規定による請求があつた場合において、審判上便宜があると認めるときは、決定を以て管轄を移轉することができる。

第二十二條 海難審判所の事務処理に関する事項は、命令でこれを定める。

第三章 補佐人

第二十三條 受審人は、命令の定めるところにより、補佐人を選任することができる。

第二十四條 補佐人は、この法律に定めるものの外、命令の定める行為に限り、独立してこれを行うことができる。

第二十五條 補佐人は、高等海難審判所に海難補佐人として登録した者の中からこれを選任しなければならない。但し、審判所の許可を受けたときは、この限りでない。海難補佐人の資格及び登録に関

する事項は、命令でこれを定める。

第二十六條 海難補佐人は、誠実にその職務を行わなければならない。

海難補佐人は、職務上知り得た秘密を守らなければならない。

第二十七條 海難補佐人は、高等海難審判所長の監督を受ける。

第四章 審判前の手続

第二十八條 管海官廳、警察官吏及び市町村長は、第二條各号の一に該当する事実があつたことを認知したときは、直ちに、これをその事務所の所在地を管轄する地方海難審判所の理事官に報告しなければならない。

第二十九條 領事官は、国外で第二條各号の一に該当する事実があつたことを認知したときは、直ちに、証拠を集取し、高等海難審判所の理事官に報告しなければならない。

第三十條 地方海難審判所の理事官は、この法律によつて審判を行わなければならない事実があつたことを認知したときは、直ちに、事実を調査し、且つ、証拠を集取しなければならない。

第三十一條 理事官は、事実の調査及び証拠の集取については、秘密を守り、関係人の名譽を傷つけないように注意しなければならない。

第三十二條 理事官は、その職務を行うため必要があるときは、左の各号の処分をすることができる。

一 海難関係人に出席をさせ、又は質問をすること。

二 船舶その他の場所を検査すること。

三 海難関係人に報告をさせ、又は提問書類その他の物件の提出を命ずること。

四 公務所に対して報告又は資料の提出を求めること。

五 鑑定人、通訳人若しくは鑑定人に出頭をさせ、又は鑑定、通訳若しくは翻訳をさせること。

理事官は、前号第二号の処分をするには、その身分を示す証拠を携帯しなければならない。

第三十三條 理事官は、事件を審判に付すべきものと認めたときは、地方海難審判所に対して、審判開始の申立をしなければならない。但し、理事官は、事実発生の後五年を経過した海難については、審判開始の申立をすることはできない。

前項の申立は、海難の事実を示して、書面で行わなければならない。

第三十四條 理事官は、海難が海技免状又は水先免状を有する者の職務上の故意又は過失に因つて発生したものであると認めるとき

は、その者を前條第二項の書面に
受審人として示さなければならな
い。

理事官は、前項の場合において
は、命令の定めるところにより、
審判開始の申立をした旨を受審人
に通告しなければならない。

第五章 地方海難審判所の審判

第三十五條 地方海難審判所は、理
事官の審判開始の申立に因つて、
審判を開始する。

第三十六條 審判の對審及び裁決
は、公開の審判廷でこれを行う。

第三十七條 審判長は、開廷中審判
を指揮し、審判廷の秩序を維持す
る。

審判長は、審判を妨げる者に対
し退廷を命じその他審判廷の秩序
を維持するため必要な措置を執る
ことができる。

第三十八條 地方海難審判所は、審
判期日に受審人を召喚し、これを
尋問することができる。

第三十九條 受審人があるときは、
裁決は、口頭弁論に基いてこれを
しなければならない。但し、受審
人が正当の理由なく審判期日出
頭しないときは、その陳述を聴か
ないで裁決をすることができる。

第四十條 地方海難審判所は、申立
に因り又は職権で、必要な証拠を
取り調べるることができる。

証拠については、簡易裁判所に
おける刑事訴訟に関する法令の規
定を準用する。但し、審判所は、
勾引、押収、搜索その他人の身
体、物若しくは場所についての強
制の処分をし、若しくはさせ、又
は過料の決定をすることはできな
い。

地方海難審判所は、前項に規定
するものの外、左の方法により、
必要な証拠を取り調べることで
きる。

一 船舶その他の場所を検査する
こと。

二 帳簿書類その他の物件の提出
を命ずること。

三 公務所に対して報告又は資料
の提出を求めること。

第四十一條 地方海難審判所は、左
の場合には、裁決を以て審判開始
の申立を棄却しなければならない
い。

一 事件について審判権を有しな
いとき。

二 審判開始の申立がその規定に
違反してされたとき。

三 第七條又は第十九條第二項の
規定により審判を行うべきでな
いとき。

第四十二條 裁決には、理由を附さ
なければならない。

第四十三條 本案の裁決には、海難
の事実及び原因を明らかにし、且

つ、証拠によつてその事実を認め
た理由を示さなければならない。
但し、海難の事実がなかつたと認
めるときは、その旨を明らかにす
れば足りる。

第四十四條 裁決の告知は、審判廷
における言渡によつてこれをす
る。

第四十五條 この法律に定めるもの
の外、地方海難審判所の審判の手
続に關し必要な事項は、命令でこ
れを定める。

第六章 高等海難審判所の審判

第四十六條 理事官又は受審人は、
地方海難審判所の裁決に対して、
命令の定めるところにより、高等
海難審判所に第二審の請求をする
ことができる。

補佐人は、受審人のため、獨立
して前項の請求をすることができ
る。但し、受審人の明示した意思
に反してこれを行うことはできな
い。

第一項の請求は、裁決の言渡の日
から七日以内にこれをしなければ
ならない。

第四十七條 理事官又は受審人は、
裁決があるまで、第二審の請求を
取り消すことができる。

第四十八條 高等海難審判所は、第
二審の請求の手續がその規定に違
反したときは、裁決を以てその請

求を棄却しなければならない。
第四十九條 高等海難審判所は、地
方海難審判所が不法に審判開始の
申立を棄却したときは、裁決を以
て事件を地方海難審判所に差し戻
さなければならない。

第五十條 高等海難審判所は、地方
海難審判所が第四十一條各号の一
に該当する場合において、審判開
始の申立を棄却しなかつたとき
は、裁決を以てこれを棄却しなけ
ればならない。

第五十一條 高等海難審判所は、前
三條の場合を除いては、本案につ
いて更に裁決をしなければならない
い。

第五十二條 高等海難審判所の審判
については、この章に定める場合
を除いて、第五章の規定を準用す
る。

第七章 海難審判所の裁決に對する訴

第五十三條 高等海難審判所の裁決
に對する訴は、東京高等裁判所の
管轄に專屬する。

前項の訴は、裁決の言渡の日か
ら三十日以内に、これを提起しな
ければならない。

地方海難審判所の裁決に對して
は、訴を提起することができる
い。

第五十四條 前條第一項の訴におい
ては、高等海難審判所の理事官

が、高等海難審判所を代表する。
第五十五條 第五十三條第一項の訴
の提起は、裁決の執行を停止しな
い。但し、裁判所は、必要と認め
るときは何時でも、申立に因り又
は職権で、決定を以て裁決の執行
の停止を命じ、又はその命令を取
り消すことができる。

第五十六條 裁判所は、請求が理由
があると認めるときは、裁決を取
り消さなければならない。

前項の場合には、高等海難審判
所は、更に審判を行わなければな
らない。

裁判所の裁判において裁決取消
の理由として判断は、その事件につ
いて高等海難審判所を拘束する。

第八章 裁決の執行

第五十七條 裁決は、確定の後これ
を執行する。

第五十八條 裁決は、その裁決をし
た海難審判所の理事官が、これを
執行する。

第五十九條 免狀行使の禁止の裁決
があつたときは、理事官は、免狀
を取り上げ、これを主務官廳に送
付しなければならない。

第六十條 免狀行使の停止の裁決が
あつたときは、理事官は、免狀を
取り上げ、期間満了の後これを本
人に還付しなければならない。

第六十一條 免狀行使の禁止又は停
止を言い渡された者が理事官に免

状を差し出さないときは、理事官は、その免状の無効を宣し、これを官報に告示しなければならぬ。

第六十二條 審判長は、勸告をする旨の裁決があつたときは、勸告書を作成して、これを理事官に交付しなければならぬ。

理事官は、前項の勸告書を裁決書の謄本とともに勸告を受くべき者に送付しなければならない。

理事官は、命令の定めるところにより、勸告をする旨の裁決の内容を公示しなければならない。

第六十三條 勸告を受けた者は、その勸告を尊重し、努めてその趣旨に従ひ必要な措置を執らなければならない。

第九章 雑則

第六十四條 この法律の規定により出頭した証人、鑑定人、通訳人及び翻訳人には、命令の定めるところにより、旅費、日当及び宿泊料を支給する。

第六十五條 左の各号の一に該当する者は、非訟事件手続法により、三千円以下の過料に処する。

一 審判所から受審人として再度の召喚を受け、正当の理由がないのに出頭しない者。

二 審判所から証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人として召喚を受け、正当の理由がないのに出頭せ

ず、又はその義務を盡さない者。

三 審判所の検査を拒み、妨げ又は忌避した者。

四 審判所から提出を命ぜられた帳簿書類その他の物件を提出せず、又は虚偽の記載をした帳簿書類を提出した者。

第六十六條 第三十七條第二項の規定による審判長の命令に従わなかつた者は、非訟事件手続法により、これを千円以下の過料に処する。

附則

この法律施行の期日は、政令でこれを定める。

この法律は、この法律施行前に発生した海難については、これを適用しない。

海員懲戒法は、これを廃止する。

水先法の一部を次のように改正する。

第十九條乃至第二十一條 削除

この法律施行前に発生した事実に基づく審判については、旧法及び改正前の水先法第十九條乃至第二十一條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧法及びこれらの規定中「海員審判所」とあるのは「海難審判所」と読み替へるものとする。

高等海員審判所においてした事件に関する手続は、これを高等海

難審判所においてした事件に関する手続と、地方海員審判所においてした事件に関する手続は、これをその地方海員審判所の所在地を管轄する地方海難審判所においてした事件に関する手続とみなす。

〔板谷順助君登壇、拍手〕

○板谷順助君 只今議題となりました海難審判法案に関する運輸交通委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この海難に関するところの規定は、明治九年太政官布告を以て西洋形船舶長轉手機關手試験規則というものが、そも／＼我が國における海難に関する規定の始まりであります。その後十四年にこれが改正されまして、更に又現在の海員懲戒法は明治二十九年に制定されたのであります。その後一回も改正されておらず、現在においてはこの法案が規定されておるのであります。而してその内容は、海抜免状を受有しております者が、その職務を行うに當りまして過失懈怠若しくは怠慢によりまして一定の海難を惹起したした場合に、刑事訴訟法に準じた手続を以て審判等をなし、海員を懲戒することを目的として規定されておるのであります。

ところが、本年新憲法が新たに施行されました。これに伴ひまして、現行海員懲戒法の一部の規定は当然これを改正する必要に迫られたのであります。我が國の海運が、競争の結果、船舶、船員、航路標識その他運輸補修費材等の各方面の關係から、海難事故が増加の傾向にありまするので、この際現行海員懲戒法を廃止いたしました。これに代えて新たに海難審判法を制定して、審判手続等も新憲法の要請に應じたものに改め、又海難の原因を明らかにして、海難の防止に寄與することを目的とするところとしたのであります。海抜免状受有者に故意過失がありましての場合には、勿論必要に應じましてこれを懲戒いたしますが、その外に海難が船員以外の者、即ち船主、造船所その他廣く海事關係者の所爲に惹起することが明らかな場合には、これらの者に対しまして然るべき勸告をなし得るという新しい途も開いたのであります。政府が本法案を作成するに當りまして、予め關係各方面の意見を諮詢し、又公聴会等も東京及び神戸において開きまして、廣く國民の意見を聴いたのであります。

次に、本案の骨子を申し上げます。第一に、審判の対象を、従来のごとく單に海抜免状受有者の故意過失、非行等に限らず、廣く海難一般とし、海員の懲戒ということよりも、海難の原因を明らかにいたしまして、その防止に寄與するということを目的としたのであります。従ひまして名稱も海難審判法と改め、懲戒も情狀によつてはこれを免除し得る途を開き、又勸告の制度も拘束力は持ちません。が、社会的には海難の防止上相當の効果を期待し得る方法ではないかと考えられます。

第二に、審判の手続等につきまして申し上げます。現行法では、審判に關しまして刑事訴訟法の規定を準用し、且つ高等海員審判所が終審として審判を行なつていたのであります。が、新憲法によりましては、行政機關は終審として裁決をすることができないと同時に、被審人等を勾引、拘留し、又は押收、搜索等のこともできないことは勿論でありますので、現行の海員懲戒法はこれを全面的に廢止して、新たに海難審判法案として審判所制度を整備することとしたのであります。而して審判には、審判官の外に民間人を參審員として審判官と同じ権限で参加せしめ得る途を開き、保佐人につきましては、これを登録して高等審判所の監督下に置くこととして、一定の秩序を立てるということにしたのであります。又輕微な事件については簡易審判の制度を設け、高等審判所の裁決に對しましては、東京高等裁判所に訴えを提起し得ることとした外、審判の管轄を、従来の船籍港主義から海難發生地主義を採用することに改め、處理の迅速を期しておる等がこの法案の大體の骨子であります。

次に審議の経過を申し上げます。八月

十三日に政府の提案理由の説明があり、その後予備審査を加えて、本委員会を五回開き、又海難審判法案小委員会を設けまして、小林勝馬君がその委員長となられまして、小委員会を三回開きまして、慎重審議いたしましたのであります。

その質疑の主なるものを申し上げますれば、審判員は選定できるかどうか、又その人数は何人かという質問に對しまして、政府委員の答弁は、審判員で忌避せられるような立場にある人は任命しないようにする、又政令でその点は規定することも考慮しておる。又人数は、地方審判所及び高等審判所共、全國で十五人位を考へておるということでありました。海難審判と司法事件との關係はどうかという質問に對しましては、受審人の勾引とか召喚という強制手続はできないから、過料に処するということによつて手続の進行を圓滿にする。又審判はその性質は行政処分であるが、海難免狀の停止、禁止等重大な權利義務に關することであるから、審判に不服な者は東京高等裁判所に訴えの提起ができるということになつておるのであります。尙海難審判と刑事事件とが競合した場合は、海難審判の事実審理の方を先にするように、今後政府では裁判所の方と了解を得ることになしたいという答弁であります。法案の第四十六條で、地方審判所の裁決に對して不服な受審人は、裁決官渡

の日から七日以内に高等審判所に第二審の請求ができることあるが、七日以内というような短期間では、船員の職業柄から、又現在の通信狀況から考へて見て甚だ危険であるから、二十日間開くようにすべきではないかという質問に對して、結局政府委員からは、審判はなるべく受審人出席の上で行い、欠席裁決はやらんように努める、又口頭でも電報でも第二審の請求ができるようにするから御了承願ひたいという答弁であります。審判において保佐人を依頼するの費用が掛かつて困る者が多数の船員や漁船の中にはある。又救養も十分でない者も相當あることであらうから、官選の保佐人制度について政府はどう考へておるかとの質問に對して、現在の國家財政の立場から遺憾ながら實現に至らなかつたが、財政上の見通しさえつければ實現したいと考へておるとの答弁であります。法案の第九條に、審判所の名称、位置、管轄等が政令で定めることとなつておるが、これは法律で明定すべきではないかとの質問に對して、政府委員は、審判の性質が行政処分であるからいいのではあるまいかと思つておるということでありました。審判手続を法案の第四十五條で命令即ち政令又は省令で定めるとしてあるのは、將來法律改正の際考慮するといふことでもあります。海難審判法案は過去の海難に對するものであるが、政府は海難の防止、航海の安全といふ点

について、今後いかなる措置を採るか、その現状と將來の對策について聽きたいとの質問がありまして、これに對して政府委員から、現在我が國の船舶は老朽大破の船が多く、これによつて根本から日本海運の振興並びに海難を防止するといふことはむづかしい、先づ船舶の建造、改造、補修にあらゆる注意と努力を拂つて、船舶復興公園等により整備しておる海運界の船舶建造に救いの手をのべて行かなければならぬ。又船員の方面においても優秀な者は競争において尊き難者となられまして、残るところの者の多くは老朽疲勞の者か、又は未だ若年で未熟な者が多いのであるから、これを改善するため、教育の面と福利施設の面とを並行してやつて行かねばならぬ。その他電報、氣象、通信、航路標識等の復旧整備を行い、又沿岸内河等における浮游水雷その他を除去する掃海作業等も完全にする等、でき得る限り予算面においても、關係方面との交渉においても、一日も早く目的を達成するため努力して行きたい考へであるといふ答弁であつたのであります。尙本法案の施行期日は政令で定めるといふことに原案ではなつておるが、この点は、本法の附則に但書を附加して、「但しその期日は昭和二十三年三月一日以後であつてはならない」と修正することとして、これに對し政府委員も同意をせられ、且つでき得る限り早く實施の

運びになるよう努めるという答弁でありました。次いで討論に入りまして、海難審判の勧告の裁決は、衆議院でも附帶決議が附せられ、社会的に重大な効果を予想せられることであるから、受審人の点を考慮すると共に、勧告を受ける者の立場をも擁護する必要がある。又本法案には非常に命令に譲つた事項が、多いが政府において命令を立案する場合に當つては、國會の意思を十分斟酌をする必要がある。且つ専門の委員会において十分に案を練り、又その他公聽會等を開きまして関係者の意見を聴く等、遺憾なきを期せられたい。更に海難予防の諸施設等が現在極めて不備であるから、政府において一層努力をしてこれが整備に當られたいという希望があつたのであります。かくて討論を終りまして、採決の結果、満場一致を以て可決すべきものと決議したのであります。

尙重ねて申し上げますが、この法案は施行する期日は政令を以て定めるといふことになつておりまして、衆議院においてはそのまま通つて本院に廻つたのであります。ところが施行期日を政令によつて定めるといふことは甚だ不合理であるといふところから、關係方面と一々交渉いたしました結果、施行期日については三月一日以前にこれを進行。即ち二月一ぱいにこれを行うといふことで、政府もこれに同意をいたしました。衆議院におきましても必ず同意されることと信ずるのであります。とにかく只今申し上げます通り、施行期日は三月一日以後であつてはならぬという修正をいたしましたのであります。でありますから、本院におきましてもこの点は御了承願ひたいと存する次第であります。以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本案全部を問題に供します。委員長報告通り修正議決することに賛成の諸君の起立を請ひます。

〔議員起立〕

○議長(松平恒雄君) 議員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(松平恒雄君) 日程第三、家事審判法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。先ず委員長長の報告を求めます。司法委員会理事松井道夫君。

審判報告書

家事審判法案

右全会一致を以て可決すべきものと議決し、よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十二年十一月六日

司法委員長 伊藤 修

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

來馬 琢道 奥 圭一郎
阿竹齊治郎 松井 道夫
山下 義信 鬼丸 義齋
松村眞一郎 岡部 常
齋 武雄 中村 正雄
大野 幸一 小川 友三
池田七郎兵衛

要領書

一、委員会の決定の理由

この法案は、家庭並びに人事に
関する事件を、家事審判所という
特別の裁判機関で、訴訟手続によ
らないで、非訟事件手続法を準用
して、審判又は調停するものと
し、この審判又は調停には、家事
審判官が、世故人情に通じ又徳望
ある民間人を参與員若しくは調停
委員として、その手続に参與せし
めて、親族間の情誼を考慮し、可
及的に関係人の互譲によつて、円
満且つ自主的に事件を解決せんと
するものである。即ち改正民法に
規定した健全な親族共同生活を維
持するため、又その他の人事事件
を解決する手続法として、一般國
民から待望されていたものであ
り、且つ憲法の民主主義精神にも
照應するもので適切妥當な立法で
ある。

二、事件の利害得失

家庭に関する事件その他の人事
事件を訴訟によらないで、実情に
適する解決をなし得る利益があ
る。

三、費用

本法の施行については、専任
審判官五十九人その他職員増員の
ために相当の費用を要する。

家事審判法案

右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。

よつて國會議法第八十三條により送付
する。

昭和二十二年八月二十八日

参議院議長松平恒雄

参議院議長松平恒雄

家事審判法案

第一章 総則

第一條 この法律は、個人の尊嚴と
両性の本質的平等を基本として、
家庭の平和と健全な親族共同生活
の維持を図ることを目的とする。

第二條 家庭に関する事件につき審
判又は調停を行うために裁判所法
の規定により設けられた地方裁判
所の支部は、これを家事審判所と
し、その支部に勤務する裁判官
は、これを家事審判官とする。

第三條 審判は、一人の家事審判官
が、参與員を立ち会わせ、又はそ
の意見を聴いて、これを行う。

調停は、家事審判官及び調停委
員を以て組織する調停委員会がこ
れを行う。

家事審判所は、相当と認めると
きは、前二項の規定にかかわら
ず、一人の家事審判官だけで審判
又は調停を行うことができる。

第四條 裁判所職員の除斥、忌避及
び回避に関する民事訴訟法の規定
で、裁判官に関するものは、家事
審判官及び参與員に、裁判所書記
に関するものは、家事審判所の書
記にこれを準用する。

第五條 参與員及び調停委員には、
最高裁判所の定める旅費、日当及
び宿泊料を支給する。

第六條 審判又は調停の申立をする
には、最高裁判所の定める手数料
を納めなければならない。

第七條 特別の定がある場合を除い
て、審判及び調停に関しては、そ
の性質に反しない限り、非訟事
件手続法第一編の規定を準用す
る。但し、同法第十五條の規定は、
この限りでない。

第八條 この法律に定めるものの
外、審判又は調停に関し必要な事
項は、最高裁判所がこれを定め
る。

第二章 審判

第九條 家事審判所は、左の事項に
ついて審判を行う。

甲類

一 民法第七條及び第十條の規
定による禁治産の宣告及びそ
の取消

二 民法第十二條第二項及び第
十三條の規定による準禁治産
の宣告、その取消その他の準
禁治産に関する処分

三 民法第二十五條乃至第二十
九條の規定による不在者の財
産の管理に関する処分

四 民法第三十條及び第三十二
條第一項の規定による失踪の
宣告及びその取消

五 民法第七百七十五條の規定
による特別代理人の選任

六 民法第七百九十一條第一項
又は第二項の規定による子の
氏の変更についての許可

七 民法第七百九十四條又は第
七百九十八條の規定による養
子をするについての許可

八 民法第八百一十一條第三項の
規定による離縁をするについ
ての許可

九 民法第八百二十二條又は第
八百五十七條(同法第八百六
十七條第二項において準用す
る場合を含む。)の規定による
懲戒に関する許可その他の処
分

十 民法第八百二十六條(同法
第八百六十條において準用す
る場合を含む。)の規定による
特別代理人の選任

十一 民法第八百三十條第二項
乃至第四項(同法第八百六十
九條において準用する場合を
含む。)の規定による財産管理
者の選任その他の財産の管理
に関する処分

十二 民法第八百三十四條乃至
第八百三十六條の規定による
親権又は管理権の喪失の宣告
及びその取消

十三 民法第八百三十七條の規
定による親権又は管理権を辞
し、又は回復するについての
許可

十四 民法第八百四十一條(同
法第八百四十七條第一項にお
いて準用する場合を含む。)又
は第八百四十九條の規定によ
る後見人、保佐人又は後見監
督人の選任

十五 民法第八百四十四條(同
法第八百四十七條第一項及び
第八百五十二條において準用
する場合を含む。)の規定によ
る後見人、保佐人又は後見監
督人の辞任についての許可

十六 民法第八百四十五條(同
法第八百四十七條第一項及び
第八百五十二條において準用
する場合を含む。)の規定によ
る後見人、保佐人又は後見監

管人の解任

十七 民法第八百四十七條第二項の規定による臨時保佐人の選任

十八 民法第八百五十三條第一項但書(同法第八百六十七條第二項において準用する場合を含む。)の規定による財産目録の調製の期間の伸長

十九 民法第八百五十八條第二項の規定による禁治産者の入院、監置等についての許可

二十 民法第八百六十二條(同法第八百六十七條第二項において準用する場合を含む。)の規定による後見人に対する報酬の付與

二十一 民法第八百六十三條(同法第八百六十七條第二項において準用する場合を含む。)の規定による後見の事務の報告、財産目録の提出、後見の事務又は財産の状況の調査、財産の管理その他の後見の事務に関する処分

二十二 民法第八百七十條但書の規定による管理計算の期間の伸長

二十三 民法第八百九十五條の規定による遺産の管理に関する処分

二十四 民法第九百十五條第一項但書の規定による相続の承認又は放棄の期間の伸長

二十五 民法第九百十八條第二項及び第三項(同法第九百二十六條第二項、第九百三十六條第三項及び第九百四十條第二項において準用する場合を含む。)の規定による相続財産の保存又は管理に関する処分

二十六 民法第九百二十四條の規定による相続の限定承認の申述の受理

二十七 民法第九百三十條第二項(同法第九百四十七條第三項、第九百五十條第二項及び第九百五十七條第二項において準用する場合を含む。)、第九百三十二條但書(同法第九百四十七條第三項及び第九百五十條第二項において準用する場合を含む。又は第九百二十九條第二項の規定による鑑定人の選任

二十八 民法第九百三十六條第一項の規定による相続財産の管理人の選任

二十九 民法第九百三十八條の規定による相続の放棄の申述の受理

三十 民法第九百四十一條第一項又は第九百五十條第一項の規定による相続財産の分離に関する処分

三十一 民法第九百四十三條(同法第九百五十條第二項において準用する場合を含む。)の規定による相続財産の管理に関する処分

三十二 民法第九百五十二條及び第九百五十三條又は第九百五十八條の規定による相続財産の管理人の選任その他相続財産の管理に関する処分

三十三 民法第九百七十六條第二項又は第九百七十九條第二項の規定による遺言の確認

三十四 民法第九百四十一條第一項の規定による遺言書の検認
三十五 民法第九百五十條の規定による遺言執行者の選任
三十六 民法第九百八十八條第二項

の規定による遺言執行者に対する報酬の付與
三十七 民法第九百九十九條の規定による遺言執行者の解任及び遺言執行者の辞任についての許可

三十八 民法第一千二十七條の規定による遺言の取消

三十九 民法第一千四十三條第一項の規定による遺留分の放棄についての許可

乙類
一 民法第七百五十二條の規定による夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助に関する処分

二 民法第七百五十八條第二項及び第三項の規定による財産の管理者の変更及び共有財産の分割に関する処分

三 民法第七百六十條の規定による婚姻から生ずる費用の分担に関する処分

四 民法第七百六十六條第一項又は第二項(同法第七百四十九條、第七百七十一條及び第七百八十八條において準用する場合を含む。)の規定による子の監護者の指定その他子の

監護に関する処分
五 民法第七百六十八條第二項(同法第七百四十九條及び第七百七十一條において準用する場合を含む。)の規定による財産の分與に関する処分

六 民法第七百六十九條第二項(同法第七百四十九條、第七百五十一條第二項、第七百七十一條、第八百八條第二項及び第八百十七條において準用する場合を含む。又は第八百九十七條第二項の規定による同條第一項の権利の承継者の指定

七 民法第八百十九條第五項又は第六項の規定による親権者の指定又は変更

八 民法第八百七十七條乃至第八百八十條の規定による扶養に関する処分

九 民法第八百九十二條乃至第八百九十四條の規定による推定相続人の排除及びその取消

十 民法第九百七條第二項及び第三項の規定による遺産の分割に関する処分

家事審判所は、この法律に定めるものの外、他の法律において特

に家事審判所の権限に属させた事項についても、審判を行つて権限を有する。

第十條 参與員の員数は、各事件について一人以上とする。

参與員は、地方裁判所が毎年前もつて選任する者の中から、家事審判所が各事件についてこれを指定する。

前項の規定により選任される者の資格、員数その他同項の選任に關し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

第十一條 家事審判所は、何時でも、職権で第九條第一項乙類に規定する審判事件を調停に付することができる。

第十二條 家事審判所は、相当と認めるときは、審判の結果について利害關係を有する者を審判手続に参加させることができる。

第十三條 審判は、これを受ける者に告知することによつてその効力を生ずる。但し、即時抗告をすることのできる審判は、確定しなければその効力を生じない。

第十四條 審判に対しては、最高裁判所の定めるところにより、即時

抗告のみをすることができ、その期間は、これを二週間とする。

第十五條 金銭の支拂、物の引渡、登記義務の履行その他の給付を命ずる審判は、執行力ある債務名義と同一の効力を有する。

第十六條 民法第六百四十四條、第六百四十六條、第六百四十七條及び第六百五十條の規定は、家事審判所が選任した財産の管理をする者にこれを準用する。

第三章 調停

第十七條 家事審判所は、人事に關する訴訟事件その他一般に家庭に關する事件について調停を行う。但し、第九條第一項甲類に規定する審判事件については、この限りでない。

第十八條 前條の規定により調停を行うことができる事件について訴を提起しようとする者は、まず家事審判所に調停の申立をしなければならぬ。

前項の事件について調停の申立をするこゝとなく訴を提起した場合には、裁判所は、その事件を家事審判所の調停に付しなければならぬ。但し、裁判所が事件を調停

に付することを適當でないと認めるときは、この限りでない。

第十九條 第十七條の規定により調停を行うことができる事件に係る訴訟が係属している場合には、裁判所は、何時でも、職権でその事件を家事審判所の調停に付することができる。

第二十條 第十二條の規定は、調停手続にこれを準用する。

第二十一條 調停において当事者間に合意が成立し、これを調書に記載したときは、調停が成立したものとし、その記載は、確定判決と同一の効力を有する。但し、第九條第一項乙類に掲げる事項については、確定した審判と同一の効力を有する。

前項の規定は、第二十三條に掲げる事件については、これを適用しない。

第二十二條 調停委員会の組織は、家事審判官一人及び調停委員二人以上とする。

調停委員は、左の者の中から、家事審判官が各事件についてこれを指定する。

一 地方裁判所が毎年前もつて選

任する者

二 当事者が合意で定める者
家事審判官は、事件の処理上必要と認めるときは、前項に掲げる者以外の者を調停委員に指定することができる。

第二十三條 婚姻又は養子縁組の無効又は取消に關する事件の調停委員会において、当事者間に合意が成立し無効又は取消の原因の有無について争がない場合には、家事審判所は必要な事実を調査した上、調停委員の意見を聴き、正当と認めるときは、婚姻又は縁組の無効又は取消に關し、当該合意に相當する審判をすることができ、

前項の規定は、協議上の離婚若しくは離縁の無効若しくは取消、認知、認知の無効若しくは取消、民法第七百七十三條の規定により父を定めること、嫡出子の否認又は身分關係の存否の確定に關する事件の調停委員会の調停にこれを準用する。

第二十四條 家事審判所は、調停委員会の調停が成立しない場合において相當と認めるときは、調停委

員の意見を聴き、当事者双方のため衡平に考慮し、一切の事情を觀て、職権で、当事者双方の申立の趣旨に反しない限度で、事件の解決のため離婚、離縁その他必要な審判をすることができ、この審判においては、金銭の支拂その他財産上の給付を命ずることができ、

前項の規定は、第九條第一項乙類に規定する審判事件の調停については、これを適用しない。

第二十五條 第二十三條又は前條第一項の規定による審判に対しては、最高裁判所の定めるところにより、家事審判所に対し異議の申立をすることができ、その期間は、これを二週間とする。

前項の期間内に異議の申立があつたときは、同項の審判は、その効力を失う。

第一項の期間内に異議の申立がないときは、同項の審判は、確定判決と同一の効力を有する。

第二十六條 第九條第一項乙類に規定する審判事件について調停が成立しない場合には、調停の申立の時に、審判の申立があつたものと

みなす。

第十七條の規定により調停を行うことができる事件について調停が成立せず、且つ、その事件について第二十三條若しくは第二十四條第一項の規定による審判をせず、又は前條第二項の規定により審判が効力を失つた場合において、當事者がその旨の通知を受けた日から二週間以内に訴を提起したときは、調停の申立の時に、その訴の提起があつたものとみなす。

第四章 罰則

第二十七條 家事審判所又は調停委員会の呼出を受けた事件の関係人が正当な事由がなく出頭しないときは、家事審判所は、これを五百円以下の過料に処する。

第二十八條 調停委員又は調停委員であつた者が正当な事由がなく評議の経過又は家事審判官若しくは調停委員の意見若しくはその多少の教を漏らしたときは、千円以下の罰金に処する。

参與員又は参與員であつた者が正当な事由がなく家事審判官又は参與員の意見を漏らしたときも、前項と同様である。

第二十九條 参與員、調停委員又はこれらの職に在つた者が正当な事由がなくその職務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六箇月以下の懲役又は三千円以下の罰金に処する。

附則

この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

この法律の規定の適用に関して、この法律と同日に施行される民法の一部を改正する法律の附則（以下新民法附則という。第十條の規定による財産の分與に関する処分、新民法附則第十四條第二項又は第三項の規定による親権者の指定又は変更、新民法附則第二十四條の規定による扶養に関してされた判決の変更又は取消、新民法附則第二十七條第二項（新民法附則第二十五條第二項但書、第二十六條第二項及び第二十八條において準用する場合を含む。）の規定による財産の分配に関する処分及び新民法附則第三十二條の規定による遺産の分割に関する処分は、これを第九條第一項乙類に掲げる事項とみなし、新民法附則第三十三條の規定による遺言の確證は、これを第九條第一項甲類に掲げる事項とみなす。

「松井道夫君發議、拍手」

○松井道夫君 家事審判法案についての司法委員会におきます審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知の通り憲法の改正に即應いたしまして、戸主の制度並びに親族会の制度が廃止せられまして、平和な家庭生活並びに健全なる親族共同生活の維持促進のために、これらの制度に代りまして後見的の役割を担うべきために、家事審判所の設置が予定されております。これは民法の一部を改正する法律案中に種々規定せられて、各所に規定しておりますことは御承知の通りであります。次に親族間の紛争を骨肉が法廷において争ひますことを極力避けまして、民間の世故、人情に通じます有徳の士を参與せしめまして、親族間の情誼に適應いたします方法により、例えば調停等の方法によりこれを解決いたしますことは、極めて望ましいこととございまして、その趣旨によりまして前に人事調停法が制定せられておりますことは、これ亦御承知の通りでございます。この際、この人事調停の制度を拡充強化いたしまして、これが担当する機関として家事審判所にこれを処理させるといふことにいたしましたために、この家事審判法が立案せられたのであります。今少しその内容を簡い摘んで申上

げます。第一條にこの法律の目的が書かれております。「この法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等を基本とし、家庭の平和と健全な親族共同生活の維持を図ることを目的とする。」家事審判所は、家庭事件につきまして審判又は調停を行うために特に設けられました、地方裁判所の支部でありまして、その支部に勤務する裁判官は、これを家事審判官と称するのであります。而して家庭事件は、これを訴訟事件と審判事件とに分けるのであります。さらに訴訟事件と審判事件中、第九條によりまして乙類に属せしめられております事件は、これを調停に適する事件といたしまして、調停に付し得ることになつておるのであります。只今申しました九條には、審判事件につきまして甲類、乙類と二つに分類されてお

りまして、四十九項目掲げられておるのであります。甲類は、禁治産の宣告とか失踪の宣告とか、こういう調停に適しない事件を掲げておるのであります。乙類は、只今申しました通り調停に適します。例えば今度新民法によりまして認められます、離婚の際におきます財産の分與でありますとか、そういう事件が掲げられておるのであります。而して審判は一人の家事審判官が一人以上の参與員を立会わせ、又はその意見を聴いて、これを行ふということに相成つております。調停はやはり一人の家事審判官に二名

以上の調停委員を以て組織する調停委員会で行ふことになつております。而して先程申しました乙類に属する審判事件は、いつにてもこれを調停に付することができ、又訴訟事件に属しまする例えば離婚とか、遺族とか申します類の事件は、これを訴訟に持出しまする前に、必ず家事審判所の調停に付するいわゆる調停前置主義というものを採用いたしておるのであります。

次に、調停の効力について申上げますと、調停は當事者間に合意が成立し、これを調書に記載いたしましたときには、確定判決と同一の効力を有するのであります。これは訴訟事件についての効力でございまして、審判事件につきましては確定した審判と同一の効力を有するのであります。人事調停法によりまして人事調停の制度におきましては、離婚或いは離縁というものを調書に記載いたしましたも、これを確定判決と同一の効力を持たせることができなかったでございまして、今度確定判決と同一の効力を有することになりました。これによつて離婚をすることができ、或いは離縁することができるといふことになりましたのであります。

又二つの特別の審判があるのでございますが、それは婚姻又は養子縁組の無効又は取消しに関する事件、これが調停委員会に係属いたしましたとき

は、当事者間に合意が成立し、無効又は取消しの原因の有無について争いがなく、こういう場合におきましては、従来はこれは当事者で処分することの出来ない事実関係、例えば婚姻の意思がなかつたといつたような事実関係に基き、この判決によらなければならなかつたのでございすけれども、例えば無効の原因の有無について争いが無い場合でございすから、これをその争いのない事実に基づきまして、審判をいたすという途を開いたのであります。

それからもう一つは、いわゆる強制調停という制度でございす。これはやはり従来の人事調停におきましては、今の離婚とか離縁とかいう事件につきまして調停が成立しない、双方の当事者に合意が成立しないという場合には、如何とも方法がございせんでしつた。

併しながら当事者の双方の申出の趣旨に反しない限り、今回は離婚、離縁といったような調停をいたすことが出来る、審判をいたすことが出来ることに相成つたのであります。これは離婚に於いては双方合意でありますけれども、慰養料とかその外のこと、どうしても合意が成立しないといふときに、それが僅かの差である、かやうな場合にこれを不調にいたしました訴訟に廻すといふことは、頗る残念なこととございすから、離婚をする

ことにいたしました。そうしてその僅かの差の中間を取りまして、金銭の支拂の方は解決して、さうような審判をいたすといふことが出来ることに相成つたのであります。但し今申しました二つの特別の場合、事柄が重大でございすから、最高裁判所の定めるところによりまして、二週間の期間内に異議の申立をすることが出来ることに相成つております。この異議の申立がなりましたときには、先程申しました二つの審判は効力を失うということに相成つておるのであります。

次に、罰則の規定がございまして、調停委員又は調停委員であつた者が正当の事由がなく評議の経過或いは家事審判官若しくは調停委員の意見若しくはその多少の数を漏らした、こつた場合には千円以下の罰金に処せられます。参與員又は参與員であつた者が正当な事由がなく家事審判官又は参與員の意見を漏らしたときも同様でございす。次に、参與員、調停委員又はこれらの職に在つた者が、正当の事由がなく職務上知り得た他人の秘密を漏らした、かやうな場合には六箇月以下の懲役又は三千円以下の罰金に処せられて、以て國民が家庭事件につき、家庭の秘密を外部に漏らされたりいふやうな心配がなく、安心して家事審判所に申出でることが出来るようにいたしましたのであります。以上が本法案の大要でございす。

本委員会におきましては、八月十五日に政府委員より提案の理由の説明がございしました。十一月六日に採決に入りますまで、前後四回に亘りまして、詳細熱心に審議を続けました。その間におきまして質疑によりまして、明かにせられたところの、その主なるものについて申し上げますと、家事審判所の数は全國五十九箇所の地方裁判所に、専任の家事審判官を置く。それからそれを独立の家事審判所とする。又、地方裁判所の支部、元の区裁判所の所在地に家事審判所を置くのことでございす。これは専任の家事審判官を置くわけには行かないところもあるかも知れない。地方裁判所の支部の裁判官と兼務に相成るかも知れない。かやうなふりでございす。合計いたしまして、二百七十八箇所の家事審判所が開設されるということとございす。又この家事審判法の判定によりまして、人事調停法はその機能を果して、これが廃止せられるといふこととございす。又非訟事件手続法の相当部分、人事訴訟手続法の相当部分、これは改正せられる予定であるといふこととございす。又その間の調整を図りますために、家事審判法施行法が準備せられつとあるといふこととであります。それから審判といふものの性質でございす。これは非訟事件手続法の決定と同様の性質を有するもので、法律関係を形成創設した

裁判であるといふこととございす。それから一委員より、家事審判法の運用上参與員、調停委員の意見をで得る限り尊重するようせられたい。参與員、調停委員は家事審判法の目的を達します一つの大きな要素であるから、そのように運用せられたいといふ希望の意見の開陳がございまして、政府におきましてその意見の趣旨に副いたいと述べられた訳であります。

かくいたしました。十一月六日質疑を終えまして討論に入りましたところ、格別の発言もございせん。全会一致を以ちまして可決すべきものと議決いたしました次第でございす。以上御報告を終ります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

○議長(松平恒雄君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(松平恒雄君) 御異議ございませんか。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。次会は明後十日午前十時より開会いたします。議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後零時二分散会

出席者は左の通り。

- | | |
|--------|------------|
| 議員 | 議長 松平 恒雄君 |
| | 副議長 松本治一郎君 |
| 中西 功君 | 細川 嘉六君 |
| 廣瀬興兵衛君 | 阿竹繁太郎君 |
| 小川 友三君 | 國井 淳一君 |
| 藤田 芳雄君 | 兼岩 傳一君 |
| 千田 正君 | 栗山 良夫君 |
| 星野 芳樹君 | 池田 恒雄君 |
| 川上 嘉君 | 玉置吉之丞君 |
| 田村 文吉君 | 小林米三郎君 |
| 渡多野林一君 | 堀越 儀郎君 |
| 江館 哲翁君 | 宿谷 榮一君 |
| 岡本 愛祐君 | 島村 軍次君 |
| 安部 定君 | 小野 哲君 |
| 小川 久義君 | 鈴木 直人君 |
| 青山 正一君 | 楠見 義男君 |
| 帆足 計君 | 赤澤 與仁君 |
| 西郷吉之助君 | 三好 始君 |
| 加賀 操君 | 伊達源一郎君 |
| 來馬 孫道君 | 松村眞一郎君 |
| 姫井 伊介君 | 伊藤 保平君 |

町村 敏貴君	寺尾 博君
飯田精太郎君	小杉 イ子君
川上 嘉市君	藤野 繁雄君
米倉 龍也君	赤木 正雄君
岡部 常君	岩男 仁藏君
藤原貞六郎君	早川 慎一君
北條 秀一君	矢野 西雄君
鎌田 逸郎君	徳川 宗敬君
下條 康磨君	佐佐 弘雄君
竹下 豊次君	鈴木 憲一君
木下 辰雄君	高橋龍太郎君
佐藤 尚武君	野田 俊作君
田中耕太郎君	村上 義一君
千葉 信君	大野 幸一君
内村 清次君	中平常太郎君
木村福八郎君	清水 武夫君
下條 恭兵君	丹羽 五郎君
藤井 新一君	岡村文四郎君
門田 定藏君	宇都宮 登君
石川 進吉君	波多野 鼎君
羽生 三七君	岩本 月洲君
岡元 義人君	河野 正夫君
新谷寅三郎君	島 清君
結城 安次君	渡邊 甚吉君
和田 博雄君	松井 道夫君
吉川末次郎君	若木 勝藏君
天田 勝正君	田中 信儀君
植竹 春彦君	油井賢太郎君

小畑 哲夫君	鈴木 順一君
平野善治郎君	入交 太藏君
小杉 繁安君	小林 勝馬君
紅露 みつ君	深川タマエ君
木内キヤウ君	原口忠次郎君
前之園喜一郎君	竹中 七郎君
藤森 眞治君	深川榮左エ門君
星 一君	水橋 藤作君
大島豊夫雄君	浅井 一郎君
大島 定吉君	伊東 隆治君
村尾 重雄君	岩崎正三郎君
岩本 哲夫君	鬼丸 義齋君
稻垣平太郎君	岡田 宗司君
小泉 秀吉君	中井 光次君
木内 四郎君	櫻内 辰郎君
北村 一男君	加藤常太郎君
西川 昌夫君	川村 松助君
浅岡 信夫君	木下 盛雄君
堀 末治君	大屋 晋三君
黒田 英雄君	寺尾 豊君
柴田 政次君	大野木秀次郎君
遠山 丙市君	板谷 順助君
松野 喜内君	黒川 武雄君
玉屋 喜章君	松嶋 喜作君
徳川 頼貞君	一松 政二君
深水 六郎君	平岡 市三君
仲子 隆君	尾形六郎兵衛君
境野 清雄君	園 伊能君

中川 幸平君	西山 亀七君
木槍三四郎君	大隈 信幸君
橋本萬右衛門君	池田七郎兵衛君
左藤 義詮君	
國務大臣	
内閣總理大臣 片山 哲君	
外務大臣 青田 均君	
司法大臣 鈴木 義男君	
文部大臣 森戸 辰男君	
厚生大臣 一松 定吉君	
運輸大臣 苦米地義三君	
政府委員	
復員事務局(官房長) 森田 俊介君	
復員事務局(第一復員局長) 上月 良夫君	
復員事務局(第二復員局長) 荒尾 興功君	
復員事務局(第三復員局長) 初見盈五郎君	
司法事務局(民事局長) 奥野 健一君	
引揚援護院長官 齋藤 惣一君	
運輸事務局(海運総局船員局長) 大久保武雄君	
運輸事務局(陸運監理局長) 柳野 基秀君	

定價 一部 一四四十錢

發行所 東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話 九段五三一
振替東京一九〇〇 圖書課